

新型コロナウイルス感染症予防のための
予約制有料相談の休止について

【東京地方税理士会、東京地方税理士協同組合】

新型コロナウイルス感染症予防のため、3月3日（火）から26日（木）まで、東京地方税理士会および東京地方税理士協同組合共催による予約制有料相談を、下記のとおり休止させていただきます。

会員、組合員および準会員各位にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、4月以降の開催については、改めてご案内いたします。

【予約制有料相談】

休止

※4月以降の開催については、改めてご案内いたします。